＜ 令和８年度 ＞

浦安市貨物運送事業者
物価高騰対策支援給付金

― 申 請 の 手 引 き ―

【 申 請 期 間 】

令和８年 11 月 16 日（月） ～ 令和９年 １ 月 15 日（金）

浦安市　市民経済部　商工観光課

＜受付時間＞

平日　８：３０ ～ １７：００

＜電話番号＞

０４７－７１２－６２９５（直通）

概　要

物価高騰により、影響を受けている貨物運送事業者の事業継続への負担軽減を図り、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、「浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金」（以下、「本給付金」という。）を交付します。

交付対象者　次のⅠ～Ⅶをすべて満たすこと

Ⅰ．令和８年１０月１日までに、貨物運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業もしくは特定貨物自動車運送事業の許可もしくは認可を受け、または貨物軽自動車運送事業の届出を行っており、当該事業を営んでいること

Ⅱ．資本金の額もしくは出資の総額が３億円以下の法人または常時使用する従業員の数が３００人以下の法人または個人であること

Ⅲ．令和８年１０月１日時点において市内に営業所を有すること

Ⅳ．物価高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じていること

Ⅴ．自ら走行する貨物自動車運送事業用の自動車が次に掲げるいずれにも要件を満たしていること

ア　当該自動車に係る自動車検査証が令和８年10月１日時点で有効であること。

イ　自動車検査証又は軽自動車届出済証に記載された使用者の氏名又は名称が給付金の交付を受けようとする者と同一であって、自動車検査証の登録年月日又は軽自動車届出済証の届出の日が令和８年10月１日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市内であること。

Ⅵ．本給付金の交付を受けたあとも、引き続き浦安市内で事業を継続する意思があること

Ⅶ．納期限が到来した市税を完納している者であること

※ **令和７年度以前に実施した「浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金」の交付を受けた方も、今回の交付要件を満たしている場合は本給付金の申請を行うことができます。**

交付対象外　次のⅠ～Ⅳのいずれかに該当する方は対象外です

Ⅰ．本市が実施する障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金、介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金または訪問診療医療機関物価高騰対策支援給付金の交付決定を受けた者

Ⅱ．浦安市暴力団排除条例（平成２４年条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団員等並びにこれらの者と密接な関係を有すると認められる者

Ⅲ．本申請期間中に既に本給付金の交付を受けた者

Ⅳ．その他市長が適当でないと認める者

給付金交付後に、給付対象の要件に該当しないことが判明した場合や、虚偽・その他不正の手段により給付金の交付を受けた場合には、交付の決定を取り消すとともに、交付金額の全額または一部を返還していただきます。また、これに伴い加算金及び延滞金を請求する場合があります。

給付金の概要

給付金対象判定フロー図（概略版）

中小の貨物自動車運送事業者（資本金３億円以下又は従業員 300 人以下）である。

いいえ → 交付対象になりません

はい

令和８年１０月１日時点で浦安市内に営業所がある貨物自動車運送事業者で、次のいずれかに該当する。

令和８年１０月１日までに

① 一般/特定貨物自動車運送事業の許可又は認可を受けている

② 貨物軽自動車運送事業の届出を行っている

いいえ → 交付対象になりません

はい

申請日以降も引き続き、浦安市内で貨物自動車運送事業を継続する意思がある。

いいえ → 交付対象になりません

はい

自ら走行する貨物自動車運送事業用の自動車が次に掲げる要件をすべて満たしていること。

① 自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証に記載された使用者の氏名又は名称が申請者と同一である

② 自動車検査証（車検証）の登録年月日又は軽自動車届出済証の届出年月日が**令和８年１０月１日以前**である

③ 事業用自動車（緑ナンバー又は黒ナンバー）である（※レンタカー、被牽引車（トレーラー）及び白ナンバーの自動車（二輪を含む）は不可）

④ **使用の本拠の位置が浦安市内**である

⑤ 習志野ナンバーである（ただし、使用の本拠の位置が浦安市外である場合は対象外）

いいえ → 交付対象になりません

はい

交付対象者です。

（※１ページの「交付対象外」に該当しないこと）

給付額

事業用自動車の種別	給付額
一般/特定貨物自動車 （普通・小型（二輪以外）・大型特殊）	１台につき　２３，０００円
貨物軽自動車 （軽自動車・小型（二輪のみ））	１台につき　　８，０００円

※被牽引車（トレーラー）及び白ナンバーの自動車（二輪を含む）は対象外です。

給付金の申請方法、申請期間

必要書類を郵送または窓口に提出してください。ご不明な点は、市へお問い合わせください。

郵送送付先

〒２７９-８５０１　浦安市猫実１-１-１
浦安市　市民経済部　商工観光課
貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金担当　宛

窓　口

浦安市役所　３階　商工観光課
〈受付時間〉平日　８：３０～１７：００

申請期間

令和８年１１月１６日（月）～令和９年１月１５日（金）消印有効

必要書類一覧（第 1 号様式・第 2 号様式は市 HP からダウンロードできます）

必　要　書　類	法人	個人
浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付申請書兼交付請求書（第 1 号様式）	○	○
誓約書（第 2 号様式）	○	○
完納証明書（発行から 3 か月以内のもの）	○	○
履歴事項全部証明書（発行から 3 か月以内かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの）	○	
申請者名義の本人確認書類の写し（原則、顔写真付きのもの）		○
貨物自動車運送事業に係る許認可書または届出書の写し	○	○
給付対象車両の全ての自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項） または軽自動車届出済証の写し	○	○
通帳表紙の裏面またはキャッシュカードの写し	○	○
委任状（振込先口座が法人名義・本人名義以外の場合／任意様式・要押印）	△	△

◆　その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります

■完納証明書について

完納証明書とは市税に未納がないことの証明書です。収税課（市役所２階）で取得することができます。完納証明書の交付申請を行う場合は本人確認書類が必要となるほか、法人の代表者以外の方が交付申請を行う場合は委任状（代表者印の押印があるもの）が必要となります。詳しくは、市ＨＰまたは 収税課：０４７－７１２－６２２９ へお問い合わせください。

▼ 市ＨＰ ▼

■電子車検証が発行された車両について

令和５年１月４日以降に新規登録や継続検査等の手続きを行った車両については、電子車検証と「自動車検査証記録事項」が発行されています。電子車検証では所有者情報等を確認できないため、「自動車検査証記録事項」の写しの提出が必要です。

「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は、「車検証閲覧アプリ」から印刷できます。詳しくは国土交通省電子車検証特設サイト（ＨＰ）をご確認ください。

▼特設サイト▼

■貨物自動車運送事業に係る許認可書または届出書について

紛失等により許認可書または届出書の写しを提出できない場合は、千葉運輸支局に事業に係る「証明願」を提出し、証明書の交付を受け、それを提出してください。証明願の手続きについては、千葉運輸支局：０４３－２４２－７３３６ へお問い合わせください。

また、複数の運輸支局から許可もしくは認可を受けている場合は、関東運輸局の発行した許可書または関東運輸局千葉運輸支局の発行した認可書（個人の場合は届出書）の写しを提出してください。

■本人確認書類（個人の場合）について

下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- 個人番号カード（顔写真がある面のみ）
- 写真付きの住民基本台帳カード（顔写真がある面のみ）
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）

※ 第１号様式と第２号様式は市 HP からダウンロードしてください

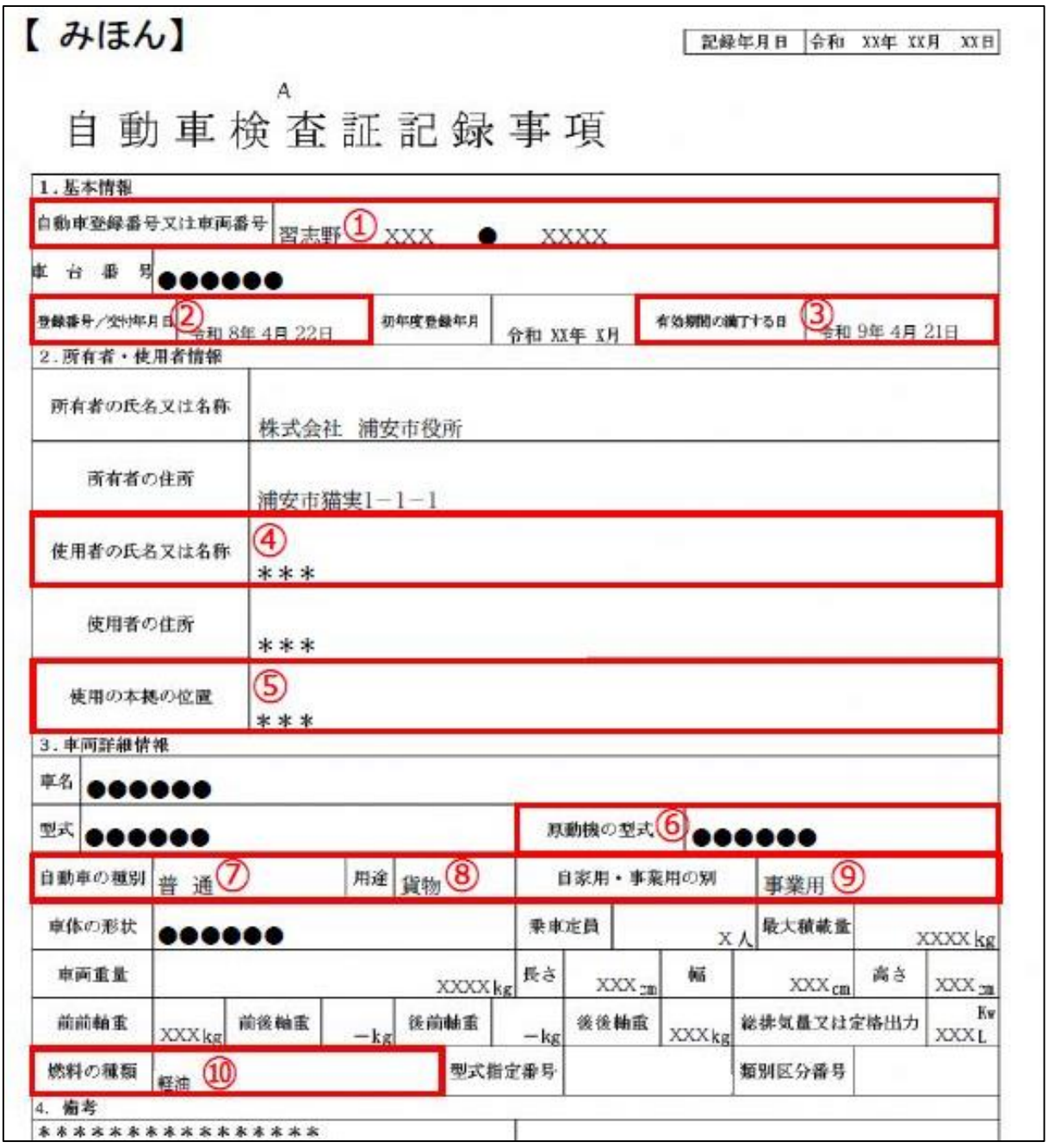
浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金　検索

https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/jigyosha/1007216/1041450.html

■自動車検査証等の記載項目について

自動車検査証等に記載されている下記の事項を満たす車両が給付の対象となります。

項 目	要 件
① 自動車登録番号または車両番号	習志野
② 登録年月日/交付年月日	令和８年１０月１日以前
③ 有効期間の満了する日	申請日以降
④ 使用者の氏名または名称	申請者と同一
⑤ 使用の本拠の位置	浦安市内
⑥ 原動機の型式	記載あり（原動機搭載）
⑦ 自動車の種別	普通、小型または軽自動車
⑧ 用途	貨物または特種
⑨ 自家用・事業用の別	事業用
⑩ 燃料の種類	ガソリン、軽油、CNG、LNG、電気、その他のいずれか



【 みほん】

記録年月日 | 令和 XX年 XX月 XX日

A

自 動 車 検 査 証 記 録 事 項

1．基本情報

自動車登録番号又は車両番号	習志野 ① XXX ● XXXX				
車 台 番 号	●●●●●●				
登録番号/交付年月日	② 令和 8年 4月 22日	初年度登録年月	令和 XX年 X月	有効期間の満了する日	③ 令和 9年 4月 21日

2．所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	株式会社 浦安市役所
所有者の住所	浦安市猫実1－1－1
使用者の氏名又は名称	④ ＊＊＊
使用者の住所	＊＊＊
使用の本拠の位置	⑤ ＊＊＊

3．車両詳細情報

車名	●●●●●●								
型式	●●●●●●				原動機の型式	⑥ ●●●●●●			
自動車の種別	普 通 ⑦	用途	貨物 ⑧		自家用・事業用の別	事業用 ⑨			
車体の形状	●●●●●●			乗車定員	X 人	最大積載量	XXXX kg		
車両重量	XXXX kg	長さ	XXX cm	幅	XXX cm	高さ	XXX cm		
前前軸重	XXX kg	前後軸重	－kg	後前軸重	－kg	後後軸重	XXX kg	総排気量又は定格出力	Kw XXX L
燃料の種類	軽油 ⑩			型式指定番号				類別区分番号	

4．備考

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

記入例（第１号様式）　※ 市ＨＰから直接入力できるＰＤＦをダウンロードできます

別　記

第１号様式（第５条第

【法人の場合】
所在地：本店または営業所の所在地
名称及び代表者氏名：履歴事項全部証明書に記載の肩書と同じ表記とする

令和８年 11 月 16 日

（宛先）浦安市長

〒279-8501

（申請者）住　　所　浦安市猫実 1-1-1

【個人の場合】
住所：本店または営業所の所在地
（個人の住所ではありません）
氏名：屋号がある場合は記入

氏　　名　株式会社浦安市役所
代表取締役　浦安　太郎

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号　047-351-1111

★押印は不要です

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付申請書兼交付請求書

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金の交付を受けたいので、浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付規則第５条第１項の規定により、次のとおり申請及び請求をします。

１　資本金の額又は出資の総額　●●●円（法人の場合）

２　常時使用する従業員の数　●●人

３　交付対象自動車の台数

対象となる車両の台数を記入
（車両１台ごとに車検証または軽自動車届出済証の写しの添付が必要です）

(1)　一般貨物自動車運送事業の用に供する交付対象自動車　１０台

(2)　特定貨物自動車運送事業の用に供する交付対象自動車　０台

(3)　貨物軽自動車運送事業の用に供する交付対象自動車　３台

４　交付申請額及び請求額　254,000　円

種別に応じた給付金額に対象台数を乗じた合計額を記入してください

５　振込先

金融機関	浦安	銀行・信用金庫 信用組合・農協				市役所	本店・支店 支所・出張所					
	金融機関コード	9	9	9	9		店舗コード			9	9	9
口座種別	普通 ・ 当座		口座番号	9	9	9	9	9	9	9		
(フリガナ)	ｶ)ｳﾗﾔｽｼﾔｸｼｮ　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　ｳﾗﾔｽﾀﾛｳ											
口座名義	株式会社浦安市役所　代表取締役　浦安太郎											

記入例（２号様式）　　※ 市ＨＰから直接入力できるＰＤＦをダウンロードできます

第２号様式（第５条第１項第１号）

日付は申請期間内（11/16～1/15）であること

令和８年11月16日

（宛先）浦安市長

〒279-8501

（申請者）住　　所　浦安市猫実 1-1-1

氏　　名　株式会社　浦安市役所

代表取締役　浦安　太郎

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号　047-351-1111

第１号様式と同様（押印は不要です）

誓　約　書

浦安市貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金交付規則の交付申請及び請求に関し、下記の事項について誓約いたします。

記

1　浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められる者でないこと。

2　申請内容及び提出書類の記載内容に虚偽がないこと。

3　給付金の申請の日以後も引き続き市内で事業の継続をする意思があること。

4　給付金の交付後に虚偽その他不正行為が判明した場合には、給付金の返還に応じること。

よくある質問（Ｑ＆Ａ）

Ｑ１．本給付金を前回（申請期間：令和７年２月１日～３月１５日）も受給しましたが、今回も受給できますか？
Ａ１．今回の交付要件を満たしていれば受給できます。

Ｑ２．千葉県の「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金」との重複受給はできますか？
Ａ２．重複受給できます。

Ｑ３．市外の車庫に車両を保管していますが、対象となりますか？
Ａ３．自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証に記載された使用の本拠の位置が浦安市となっていれば、対象車両となります。

Ｑ４．本社または事務所は市外ですが、営業所が市内にある場合は対象となりますか？
Ａ４．本社または事務所が浦安市内になくても、営業所を浦安市内に有し、かつ自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証に記載された使用の本拠の位置が浦安市内であれば、対象車両となります。

Ｑ５．いつ時点の車両が対象となりますか？
Ａ５．自動車検査証（車検証）に記載の登録年月日が令和８年１０月１日以前です。

Ｑ６．申請日までに営業所を浦安市外に移転した場合も対象となりますか。
Ａ６．対象となりません。本給付金は、今後も引き続き浦安市内において事業を継続する事業者を対象としています。

Ｑ７．浦安市内の営業所にある他市、他都道府県ナンバーの車両は対象となりますか？
Ａ７．対象となりません。習志野ナンバーが対象となります。加えて、自動車検査証（車検証）及び軽自動車届出済証の「使用の本拠の位置」が浦安市内である必要があります。

Ｑ８．白ナンバーの車両は対象となりますか？
Ａ８．対象となりません。事業用自動車（緑ナンバー及び黒ナンバー）の車両が対象となります。

Ｑ９．電気自動車は対象となりますか？
Ａ９．貨物自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、対象となります。

Q10．二輪自動車は対象となりますか？
A10．貨物自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、対象となります。

Q11．リース車は対象となりますか？
A11．緑ナンバーまたは黒ナンバーの車両であって、自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証の使用者の氏名または名称が申請者と同一であれば対象となります。

Q12. 割賦により所有権留保されている車両は対象となりますか？
A12. 緑ナンバーまたは黒ナンバーの車両であって、自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証の使用者の氏名または名称が申請者と同一であれば対象となります。

Q13. 令和８年１０月２日以降に車両を入れ替えた場合は、交付対象となりますか？
A13. 入替え前の車両が交付要件を満たしていた場合に限り、入替え後の車両のみ対象となります。その場合は入替え前後の自動車検査証（車検証）及び登録事項等証明書など、車両登録時期及び入替え時期がわかる書類を提出してください。単なる増車は対象外です。

Q14. 市内に複数の営業所がある場合、申請はどのように行いますか？
A14. 本社またはいずれかの営業所が取りまとめのうえ、対象となる車両の台数を合算して申請してください。

Q15. 一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を営んでいますが、 申請はまとめて行えますか？
A15. 事業ごとに申請を分ける必要はありません。同一事業者であればまとめて申請してください。

Q16. 許可書等を紛失してしまった場合はどのようにすればいいですか？
A16. 千葉運輸支局に事業に係る「証明願」を提出し、証明書の交付を受け、それを提出してください。証明願の手続きについては、千葉運輸支局にお問い合わせください。

Q17. 令和５年１月以降に車検を更新したため、「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されましたが、「自動車検査証記録事項」を紛失した場合はどのようにすればいいですか？
A17. 「車検証閲覧アプリ」から印刷し、提出してください。「車検証閲覧アプリ」の操作方法は、国土交通省電子車検証特設サイト「車検証閲覧アプリの使い方」からご確認ください。

Q18. 当座預金、ネットバンキング等のため通帳がない場合はどのようにすればいいですか？
A18. 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義がわかる部分のコピーや画像を印刷したものを提出してください。また、口座名義のカタカナ表記が分かる部分も必ず提出してください。

Q19. 給付金の用途制限はありますか？
A19. 用途については、特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。

Q20. 給付金の振込はいつ頃になりますか？
A20. 申請書類などに不備がない場合は、申請から概ね４～６週間程度で指定口座への入金を予定しています。ただし、申請が同時期に集中した場合等はこの限りではありません。なお、交付が決定した方には、交付決定通知書を送付します。

Q21. 申請書はどこで入手できますか？
A21. 市公式ホームページに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。また、市役所（商工観光課）の窓口において申請書を配布しております。

＜問い合わせ先＞

浦安市　市民経済部　商工観光課	
ＴＥＬ	０４７－７１２－６２９５（直通）
メール	shoukoukankou@city.urayasu.lg.jp
郵送宛先	〒２７９－８５０１ 浦安市猫実１－１－１ 浦安市　市民経済部　商工観光課 貨物運送事業者物価高騰対策支援給付金担当　行